

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年3月12日

岩手県知事 達増 拓也 殿

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根伊勢分23
金ケ崎町商工会 会長 菊地 清晴



岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町22-1
金ケ崎町長 高橋 寛寿



商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：松谷 敏行
齊藤 さき子

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

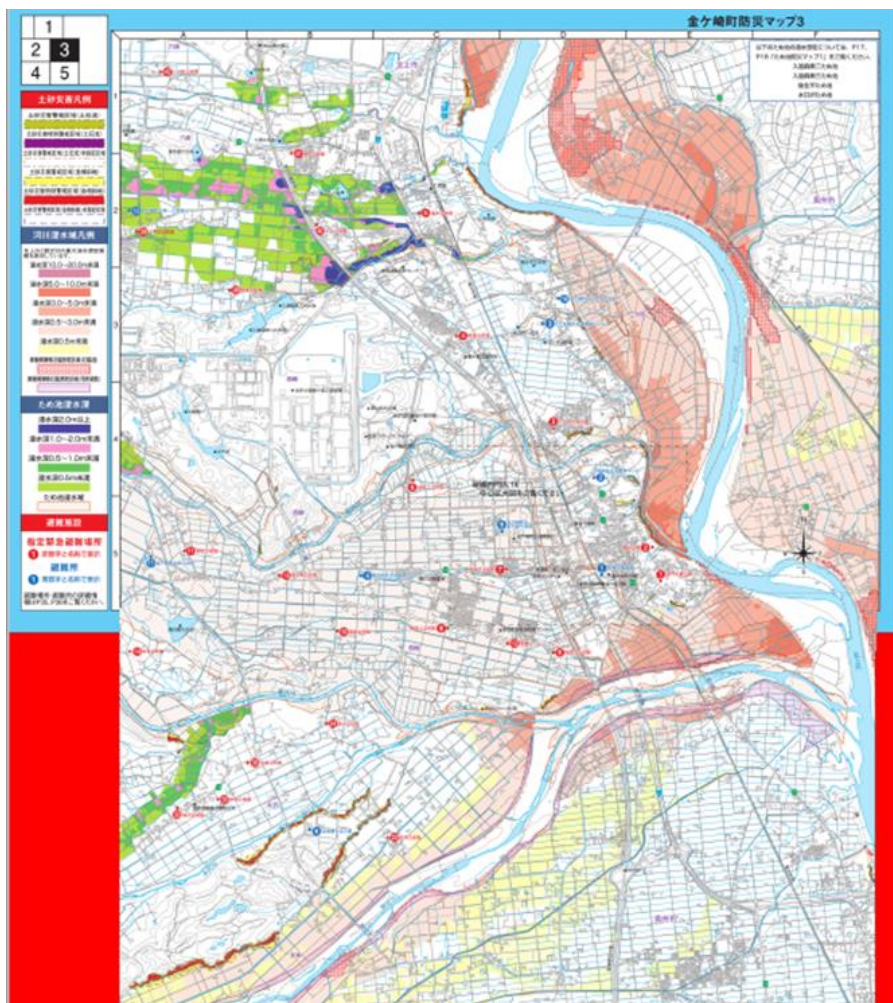
金ケ崎町は、岩手県南西内陸部に位置し、北は北上市、南は奥州市と接しており、東西は 21.8 km、南北 14.4 km、面積 179.76 平方kmを有している。町西部の奥羽山系の駒ケ岳を有する山岳高地から東部の平坦地との間に 1,300m以上の標高差があり、西から東にかけて緩い傾斜となっており、町域の東端は北上川、南端に胆沢川が流れている。

(1) 地域の災害等リスク

金ケ崎町では、水防法の規定に基づく河川やため池の浸水想定をまとめた水害及び土砂災害の内容に関する「金ケ崎町防災マップ」を作成している。

【洪水：防災マップ】

当町の防災マップによると、北上川と宿内川が合流する周辺、北上川と胆沢川が合流する周辺では、最大で5～10m未満の浸水が想定されている。町役場庁舎、当会の事務所及び大半の会員事業者が立地する町中心部では河川氾濫による浸水被害は想定されていない。

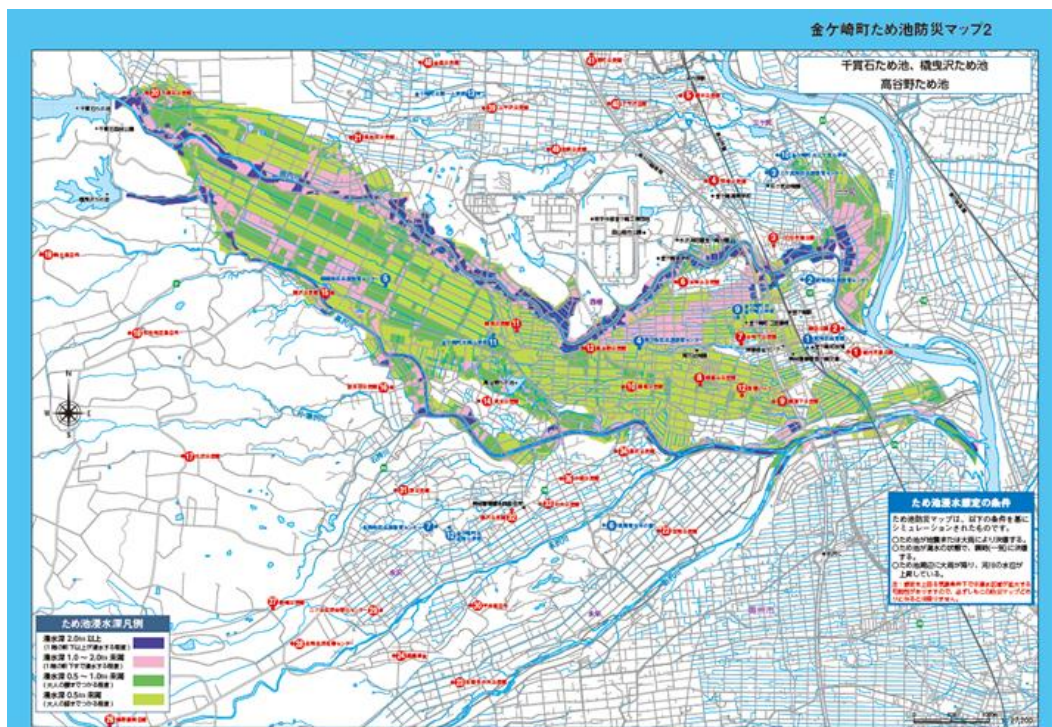


【土砂災害：防災マップ】

当町の防災マップによると、町中心部の商業地域に隣接する諏訪小路地区は北上川に接する急傾斜地のため、土砂災害特別警戒区域となっている。胆沢川沿いの永徳寺・百岡地区も同様に土砂災害警戒特別区域に指定されているほか、一部土石流の指定地域も含んでおり土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

【ため池ハザードマップ】

近年、大規模な地震や局地的な大雨により、ため池の被害が全国各地で発生している。当町西部にある千貫石ため池、櫛曳沢ため池が決壊した場合、丘陵地から東部の平坦地、東北本線の西側までと宿内川下流域や寺下地区が浸水区域となると想定されている。



【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーションが提供する地震ハザードカルテ 2023 年基準によると、今後 30 年間で発生する震度 5 弱以上の地震は、当会が立地する中心部では 88.0%以上の確率で発生すると予想されている。

【その他】

奥羽山脈を持つ西寄りの地域は日本海側の気候に支配され、湿気をはらんだシベリア季節風は当町一帯に多くの積雪をもたらしている。近年では、令和 2 年 12 月の大雪により、六原・西根地区の国道等で交通障害が発生したため物流が途絶えるなど大きな影響を及ぼしている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症発生時のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 452人
- ・小規模事業者数 331人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	54	51	町内に広く分散
製造業	50	32	森山地区を中心に町内に広く分散
卸・小売業	131	83	街地区を中心に町内に広く分散
飲食・宿泊業	58	38	町内に広く分散
サービス業・その他	159	127	町内に広く分散
計	452	331	

(商工業者数及び小規模事業者数は、令和元年経済センサスから抜粋)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

①地域防災計画の策定

金ケ崎町の町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害対策基本法第42条(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、金ケ崎町防災会議において「金ケ崎町地域防災計画」を策定している。

町内地域での発生が想定される災害に対して、対策を実施する際の各防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱のほか、住民や事業所等の役割を明らかにしながら、必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興における対策について定めている。

これらの対策を総合的かつ計画的に推進することにより、自らを災害から守る「自助」の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る「共助」の適切な役割分担に基づき、金ケ崎町防災行政の整備及び推進を図り、公共の福祉の確保に資することを目的としている。

②防災、感染症等対策備品の備蓄

金ケ崎町地域防災計画に基づき、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、食料・生活必需品(毛布や携帯トイレ)を備蓄するとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進している。

②金ケ崎町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び新型コロナウイルス感染拡大に備えた金ケ崎町業務継続計画の改訂

新型インフルエンザ等の発生に備え、町全体の態勢を整備することを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づき、平成26年6月に「金ケ崎町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

新型コロナウイルス感染症発生時において、町民に不可欠な行政サービスの提供と町民への感染拡大の防止及び感染予防の対策を図るため、町の業務を優先度に応じて「応急業務」「継続業務」「縮小・延期業務」「休止業務」の4つの業務に分類して対応するための基本的な考え方を提示した「金ケ崎町業務継続計画」の改訂を行っている。

2) 当会の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知と計画策定支援

小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画、連携事業継続力強化計画(以下「事業者BCP」という。)策定の必要性を周知するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が発行する「事業継続力強化計画をつくろう」等のリーフレットを配布、事業継続力強化計画の認定制度や支援策の情報提供を行っている。また、事業者が計画を策定する際にも随時、支援を

行う体制をとっている。

②損害保険への加入促進

近年、自然災害は頻発しており、被害額も大きくなっていることから、BCPと保険で水害や地震などへの備えを万全にするため、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などに備える各種損害保険について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し加入促進を行っている。

③災害時における会員被災状況の収集及び相談窓口の設置

これまで、地震や台風等の自然災害の際には、会員事業所をはじめ地区内商工業者の被災状況について情報を収集し、岩手県商工会連合会並びに町へ報告している。また、大規模災害時には、当会に緊急特別相談窓口を設置し、資金繰りを始め、各種支援策や補助金等の情報提供、活用促進を図っている。

II 課題

小規模事業者の防災や減災対策支援に対する課題は、以下のとおりである。

(1) 事業者BCP及び事業継続力強化計画の策定意識の向上

事業者BCPの策定をはじめとする防災や減災対策への町全体での取組状況は、いまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会での取組も本格化しておらず、発災時に備え、小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

加えて、事業者に影響を与える災害として、感染症対策の必要性も高まっており、感染症まん延等の緊急事態に備えた、BCP計画策定の推進する必要がある。

(2) 経営指導員等の資質向上

災害時の取り組みについて商工会自身でのマニュアル化ができていない状況であり、今後、危機管理マニュアルを整備し、防災減災への取り組み、発災後の体制づくりを検討するとともに、商工会職員のBCP策定支援に関する知識、各種保険・共済に対する助言を行える経営指導員等のスキル習得、資質向上の必要がある。

(3) 関係機関との連携体制の構築

現状、自然災害が発生した際には、地区内商工業者の被災状況の把握・報告に留まっており、町をはじめとする関係機関との連携体制が具体的に確立されていないため、応急対策等の役割分担、連絡体制の構築が必要である。

III 目標

上記の現状及び課題を踏まえ、目標を以下のとおり設定する。

(1) 事業者BCP及び事業継続力強化計画の策定推進の強化

地区内小規模事業者に対し、自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社との連携による個別の支援体制を構築することで、BCP策定支援の強化を図る。

(2) 関係機関との連携による応急・復興支援体制の確立

発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と町の間における被害情報報告ルート及び情報共有ができる仕組みを構築する。また、発災後の応急・復興支援対策や感染症発生時の拡大防止対策が速やかに行えるよう、組織内体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) **事業継続力強化支援事業の実施期間** (令和6年4月1日～令和11年3月31日)

(2) **事業継続力強化支援事業の内容**

金ケ崎町商工会と金ケ崎町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

金ケ崎町地域防災計画及び金ケ崎町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) **小規模事業者に対する災害等リスクの周知**

町内小規模事業者に対する事業所BCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業ごとに目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取り組みを行う。

①**防災マップによるリスクの周知**

町が行う出前講座の活用や経営指導員等が巡回指導の際に防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。

②**広報等による啓発活動**

商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

②**事業者BCP策定に関する支援**

小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

【商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等】

リスクの種別	対象事例
経 営	○事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立
休 業	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
財 産	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
賠 償 責 任	○生産物に起因する事故、業務中の事故等
労 災 事 故	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償
自 動 車	○自動車運行に伴う事故の賠償補償

④**新型コロナウイルス感染症に関する周知**

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する等、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会「危機管理マニュアル」の作成。(令和6年1月作成)

3) 関係団体等との連携

連携する損害保険会社等から専門家を招聘し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険等を紹介する。また、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)を紹介するとともに、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) フォローアップ

町内小規模事業者の事業者BCP等取組状況の把握、策定の有無・内容等について確認するとともに、事業計画の更新が的確に行われるよう定期的に巡回し、フォローアップを実施する。また、当会と町で定期的に会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る連携体系の構築

自然災害(平成23年東日本大震災クラス)が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行う。なお、必要に応じて訓練等を実施する。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①発災後3時間以内に職員の安否を報告

町地域防災計画及び当会の危機管理マニュアルに従い、それぞれ安否確認を行う。安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

【各団体の安否確認の対象と目標時間】

団体名	安否確認の対象と目標時間
金ヶ崎町商工観光課	○職員 発災後速やかに緊急連絡網(携帯電話)にて確認
金ヶ崎町商工会	○職員 発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○正副会長 3時間以内に携帯電話等にて確認 ○役員 1日以内に携帯電話にて確認 ○会員 5日以内に会員安否を確認

②安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後3時間以内には、町、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

【安否確認結果の連絡窓口】

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
金ヶ崎町商工観光課	課長	課長補佐
金ヶ崎町商工会	事務局長	上席の経営指導員

③新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

①被害規模の目安と応急対策の内容

当会と町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨おける例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

なお、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決めるとともに、大まかな被害状況の確認は、1 日以内に情報共有する。

【被害規模の目安と想定する応急対策の内容 (判断基準)】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策
大規模な被害がある	○地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	○緊急相談窓口の設置・相談業務 ○被害状況・経営課題の把握業務 ○復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	○緊急相談窓口の設置・相談業務 ○被害状況・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	○特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

②被害情報等の共有

本計画により、当会と町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

【被害情報等の共有間隔】

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月～3ヶ月	1週間に1回共有する
3ヶ月以降	1月に1回共有する

③体制維持に向けた対策の実施

「金ヶ崎町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

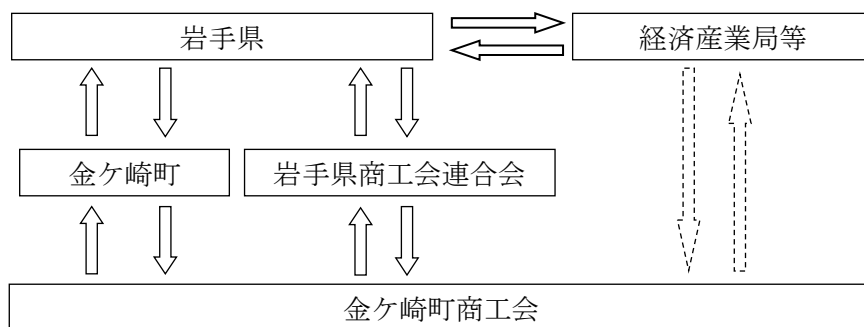
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

自然災害等発生時には、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築するとともに、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

また、当会と町は、自然災害による被害の確認方法、被害額の算定方法について予め確認し、共有した情報を、岩手県の指定する方法にて当会又は町から岩手県へ報告する。

なお、感染症流行の場合は、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と町が共有した情報を岩手県の指定する方法にて当会又は町より岩手県へ報告する。

【連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 被害状況の確認

地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

2) 相談窓口の設置

安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

3) 相談窓口の開設

相談窓口の開設方法について、町と相談する。なお、国や県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

4) 被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

5) 感染症対策

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

1) 復興支援の方針の決定

県及び町の方針に従い復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

2) 相談窓口の設置

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談する。

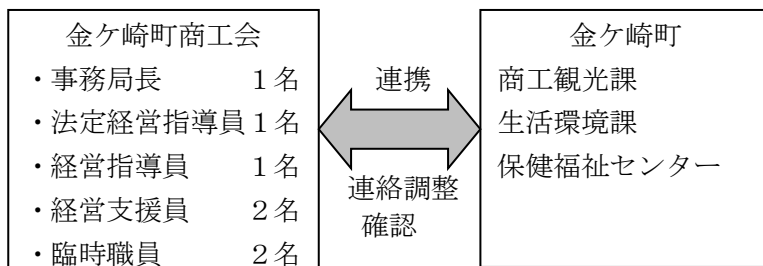
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年1月現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) **商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 松谷 敏行 齊藤 さき子 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

当会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知を始め、事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を職員間で共有する。また、他の職員に対し、指導及び助言を行い、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを行う。

(3) **商工会／商工会議所、関係市町村連絡先**

①商工会／商工会議所

金ヶ崎町商工会

〒029-4503 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根伊勢分 23 番地 5

TEL: 0197-42-2710 / FAX: 0197-42-2713

E-mail: kanesho@lily.ocn.ne.jp

②関係市町村

金ヶ崎町役場 商工観光課

〒029-4592 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22 番地 1

TEL: 0197-42-2111 / FAX: 0197-42-4474

E-mail: shoukou@town.kanegasaki.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ 作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、金ヶ崎町補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等